

(別紙1)

関ヶ原町地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 報告及び立入調査について、関ヶ原町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、関ヶ原町地方就職支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援金の申請日から1年以内に、関ヶ原町地方就職支援金交付要綱第3条第2号要件（以下「企業要件」という。）を満たす内定先企業へ就業しなかった場合 全額
 - (2) 支援金の申請日から1年以内に、関ヶ原町に転入しなかった場合（申請時に既に関ヶ原町に住民票がある場合を除く。） 全額
 - (3) 就業日から1年以内に企業要件を満たす職を辞した場合（退職日から3か月以内に、企業要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。） 全額
 - (4) 関ヶ原町への転入日から3年未満に町外へ転出した場合 全額
 - (5) 虚偽の申請であることや居住又は就業の実態がないこと等が明らかとなった場合 全額
 - (6) 関ヶ原町への転入日から3年以上5年以内に町外へ転出した場合 半額